

建設工事の請負について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、
公告します。

なお、この公告に係る調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行うとともに、低入札価格調査制度を採用する建築工事であり、競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札を郵便により行うものです。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により、全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

この工事は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。）第2条第2号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」といいます。）に該当するものです。

なお、落札者には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第1項に基づく書面説明について、書面提出を求めます。

令和5年6月13日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事名 文化会館整備工事
- 2 工事場所 奈良市登大路町地内
- 3 工事概要 文化会館整備工事

RC造一部S造

地上3階地下2階建

延べ面積約18,112.62㎡

- ア 小ホール新築工事
- イ 耐震補強工事
- ウ 特定天井改修工事
- エ 国際ホール改修工事
- オ 中庭屋内化工事
- カ 外部階段除却工事

キ エレベーター設置及び改修工事

ク エスカレーター設置工事

ケ 内装改修工事

コ 内外部改修工事

サ 前庭東部階段再整備工事

シ 敷地北東部擁壁改築工事

ス アからシまでに係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台演出設備工事及び舞台音響設備工事

4 工事期間 第4の11の奈良県議会の議決の日から令和8年9月30日まで（予定）

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築一式の資格を有する建設業者2者、3者又は4者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第3の3に定める競争入札参加資格の確認を受け、第3の4に定める技術提案書等の提出をし、内容が適正であることの確認を受けた者で、第4の2に定める入札保証金の納付等の手続を完了したもののみが、この工事の入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）は、2以上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできません。

1 共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合はいずれも30%以上、3者の場合はいずれも20%以上、4者の場合はいずれも15%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしていること。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置

(以下「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。

- (4) 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社綜企画設計

所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町1-30-5

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成30年6月7日以降に、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部（森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る。以下同じ。）、県土マネジメント部又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における奈良県食と農の振興部及び水循

環・森林・景観環境部の平均値、県土マネジメント部の平均値並びに水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。)が75点未満の場合は、その工事が完成し、かつ、引渡し完了していること。ただし、共同企業体構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

(9) 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たしていること。

ア 代表者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。)の結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

(イ) 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。

a 一級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。

b 平成20年4月1日以降競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡し完了した建築一式工事の従事経験を有する者であること。

c 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

d 監理技術者を置くことが必要な工事における配置技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日において有効期限内の建築工事業の「監理技術者資格者証」及び競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることを確認できる「監理技術者講習修了証」(監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があるものを含みます。)の交付を受けている者であること。

イ ア以外の共同企業体構成員

(7) 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が900点以上であること。

(イ) 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置でき

ること。

- a 一級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有するものとして認定した者であること。
- b 平成20年4月1日以降競争入札参加資格確認申請書等の提出の日までに完成し、引渡しが完了した建築一式工事の従事経験を有する者であること。
- c 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

3 共同企業体構成員のいずれかにおいて、競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができません。

第3 入札手続等

1 入札説明書、現場説明書等の交付期間及び交付方法

- (1) 交付期間 令和5年6月13日（火）から同年7月7日（金）午後4時までの期間
- (2) 交付方法 奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページからダウンロードしてください。

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/1642.htm>

なお、ダウンロードした入札説明書、現場説明書等において不明瞭な箇所がある場合は、2の(1)で示す日時及び2の(2)で示す場所において、閲覧することができます。

2 設計図書等の閲覧及び貸出

次により設計図書等を閲覧することができます。

また、閲覧時に申出をした者には、電子データにより設計図書等を貸し出します。

- (1) 日時 令和5年6月13日（火）から同月23日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時まで及び奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。）

(2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部施設整備推進室施設整備係（奈良県庁
主棟4階）

電話 0742-27-8806（直通）

3 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書の10に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 令和5年6月26日（月）午後4時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係（奈良県庁
主棟4階）

電話 0742-27-8478（直通）

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 書留郵便に限ります。

(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

4 技術提案書等の内容確認

3に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事が定める様式により、入札説明書、設計図書等を参考として、技術提案に係る項目を立案し、その内容を示した技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 令和5年7月7日（金）午後4時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

(2) 提出場所 3の(2)に同じ。

(3) 提出部数 各1部（入札説明書に定める様式8-6①、様式8-6②、様式8-6③、様式8-6④、様式8-6⑤、様式8-6⑥、様式8-7①、様式8-7②、様式8-7③については、各2部）

(4) 提出方法 書留郵便に限ります。

(5) 技術提案に関するヒアリング等 日時等については、別途通知します。

(6) 作成、提出、ヒアリング等に係る費用 提出者の負担とします。

5 入札の手續及び開札の日時等

(1) 入札の手續

書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に共同企業体の名称及び「8月22日開札 文化会館整備工事入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書及び工事費内訳書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長宛ての親展として令和5年8月21日（月）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）に3の(2)に定める場所へ到着するようにしてください。

(2) 開札の日時 令和5年8月22日（火）午前10時

(3) 開札の場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県庁主棟6階入札室

6 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

第4 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

要します。

なお、詳細は、入札説明書によります。

3 契約保証金

要します。

なお、詳細は、入札説明書によります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効又は失格とします。

なお、本県により競争入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札の日までの間において入札参加停止を受けた者、工事参入制限を受けた者等開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び評価内容は、次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を54点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

技術提案に係る項目	評価項目	評価内容
(54点)	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目① (6点)	増築部分の基礎コンクリートの品質を確保するため、コンクリートのひび割れを防止する具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は全ての基礎（基礎梁・基礎片持ち梁、基礎小梁）コンクリートに共通して実施する対策とし、コンクリートの配合、補強材の追加及び施工時

	期に関する提案を除く。
<p>工事目的物の性能・機能の向上に関する項目② (6点)</p>	<p>小ホールは、多数の来訪者が使用する重要な空間であることから、小ホールへの経路となるフローリング床（廊下S4、小ホール1Fロビー（別紙「技術提案箇所図1」に記載する技術提案箇所部分に限る。）の維持管理性を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、床仕上げ（フローリング）の材質の変更に関する提案を除く。</p>
<p>工事目的物の性能・機能の向上に関する項目③ (6点)</p>	<p>アトリウム及びエントランスにおいて新設する屋根は、鉄骨構造の屋根を鉄筋コンクリート構造の躯体に接合する構造となっていることから、鉄骨建方の品質（躯体との接合部を含む。）を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案箇所は別紙「技術提案箇所図2」に記載する技術提案箇所に限るものとし、構造及び工法の変更に関する提案を除く。</p>
<p>工事目的物の性能・機能の向上に関する項目④ (6点)</p>	<p>建物のメイン入口であるエントランス、アトリウムは建物の印象を左右する重要な空間であり、多数の来訪者が使用することから、床仕上げ（別紙「技術提案箇所図3」に記載する技術提案箇所部分に限る。）の維持管理性を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、</p>

	床仕上げ（御影石）の材質の変更に関する提案を除く。
工事目的物の性能・機能の向上に関する項目⑤ (6点)	耐震改修において、新設壁（WH）及び増打ち壁（WM）の品質を確保するため、コンクリートの充填対策についての具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案内容は全てのWH及びWMに共通して実施する対策とし、コンクリートの配合、補強材の追加及び施工時期に関する提案を除く。
工事目的物の性能・機能の向上に関する項目⑥ (6点)	屋上防水は建物の長寿命化のために重要であることから、屋上防水（S4SI工法、M4SI工法のSI-M2部分）の機能性を確保するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、提案箇所は別紙「技術提案箇所図4」に記載する技術提案箇所に限るものとし、工法の変更（保証期間を含む。）及び躯体コンクリートに関する提案を除く。
社会的要請の対応に関する項目① (6点)	本工事の工事車両出入口は、交通量の多い市道（北部第361号線）に面していることから、施工時における一般通行車両に対する安全対策について具体的な工夫（別紙「技術提案箇所図5」に記載する技術提案箇所（工事車両出入口）において実施する対策とする。）を提案・実施する。ただし、交通誘導員に関する提

		案を除く。
	社会的要請の対応に関する項目② (6点)	本工事は住宅等が隣接していることから、周辺環境への負荷(騒音)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、仮囲い及び足場の防護シートに関する提案を除く。
	社会的要請の対応に関する項目③ (6点)	本工事は住宅等が隣接していることから、周辺環境への負荷(粉塵)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。ただし、仮囲い及び足場の防護シートに関する提案を除く。

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」といいます。)をもって行います。

エ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格(16の(1)で示す予定価格の110分の100に相当する金額)の制限の範囲内であり、かつ、第3の4に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、16の(2)で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、奈良県文化・教育・くらし創造部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日(

その日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日)の午前9時から正午までの間に第3の3の(2)に定める場所へ提出するとともに、奈良県文化・教育・くらし創造部低入札価格審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

8 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、第2の2の(9)のアの(イ)に定める技術者(以下「配置を要する技術者」といいます。)と同様の要件を満たす技術者を、共同企業体の代表者において、配置を要する技術者とは別に、専任で1名現場に配置しなければなりません。
- (2) 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を要する技術者の通知と同様に奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課長に通知してください。

9 工事の着工を延期する場合

調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、仮契約の締結が遅れ、令和5年9月議会への上程ができなくなったときは、次の議会で議決があるまでの間、この工事の着工が延期になることがあります。

10 公契約条例の適用

この工事は、特定公契約として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受けるものとします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則(平成26年10月奈良県規則第33号)を遵守し、契約書に添付する「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は、奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を

参照してください。

11 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を経て契約が成立するものとします。

12 契約の不締結

落札決定後、奈良県議会の議決までの間に、落札した共同企業体構成員のうち1者以上について次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められたときは、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が当該構成員を除いて特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書の変更を申し出た場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め2者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

- (1) 競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けたとき。
- (2) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (4)及び(5)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請

契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2)から(6)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((7)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(2)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、違約金を納付しなければなりません。

14 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

15 手続における交渉の有無

無

16 予定価格の額及び調査基準価格の額

(1) 予定価格

14,375,460,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。)

(2) 調査基準価格

13,225,423,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。)

17 各年度の支払予定割合

この工事に係る各年度の支払予定割合は、次のとおりです。ただし、契約に際し変更することがあります。

令和5年度 0.07%

令和6年度 7.50%

令和7年度 62.00%

令和8年度 30.43%

18 奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者の参加

第2に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有していない者でこの公告に係る入札に参加しようとするものは、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月奈良県告示第427号）に基づき、競争入札参加資格審査申請書を奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課へ令和5年6月26日（月）までに提出してください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課公共工事契約管理係（奈良県分庁舎6階）

電話 0742-27-7425（直通）

19 契約条項を示す場所、入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課文化振興係（奈良県庁主棟4階）

電話 0742-27-8478（直通）

20 技術提案書等に関する問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ（奈良県分庁舎6階）

電話 0742-27-7608（直通）

21 その他の問合せ先

第3の3の(2)に同じ。

22 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Contents of contract: Cultural Hall maintenance construction work

2 Submission deadline for bid participation qualification documents: 4:00 p.m., June 26th, 2023

3 Submission deadline for technical proposals: 4:00 p.m., July 7th, 2023

4 Submission period for bidding documents: 4:00 p.m., August 21th, 2023

5 Time of bid opening: 10:00 a.m., August 22th, 2023

6 For more details, please contact:

- Regarding bid participation qualification documents, etc.: Culture Promotion Division, Culture Education and Creative Department, Nara Prefecture (TEL: +81-742-27-8478)

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501, JAPAN

- Regarding bid participation qualification application review for construction work in Nara Prefecture: Construction Industry and Contract Management Division, Infrastructure Management Department, Nara Prefecture (TEL: +81-742-27-7425)

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501, JAPAN

- Regarding technical proposals: Technology Management Division, Infrastructure Management Department, Nara Prefecture (TEL: +81-742-27-7608)

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501, JAPAN

- Regarding the bid or contract: Culture Promotion Division, Culture Education and Creative Department, Nara Prefecture (TEL: +81-742-27-8478)

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501, JAPAN

(The above procedures will be conducted only in Japanese.)